

II 施設機能

療育センターの基本的な機能は、①発達相談、診断及び判定、②機能訓練、③児童発達支援センターであり(市立療育センター条例第3条)、これをベースに、今日的課題に対応するため、以下の機能を有するものとする。

1 相談・診断

就学前の障がい児に関する相談・診断を行い、併せて心理判定、アセスメントを実施する。

診断については、現在長期化している相談から診断までの期間を短縮するため、東部療育センターと同程度の対応能力を目安とする。

療育の提供にあたっては、指定障がい児相談支援事業所として、子どもにとって適切な支援が実施できるよう子どもの心身の状態や家庭環境、保護者の意向等を勘案し、「障がい児支援計画」を作成する。

療育センター等の相談支援員は、主たる対象を就学前の障がい児としながら、ライフステージの初期の段階から保護者や家庭にとって最も身近な相談機関として、家族を含めたトータルな支援や、児童相談所、医療機関、各区保健福祉センター、学校など各関係者をつなぐ継続的、総合的な支援を行う。

2 通園による支援

定員は、肢体不自由児と知的障がい児を合わせて既存療育センターと同定員(70人/日)を目安とする。

① 肢体不自由児

あゆみ学園の通園機能を引き継ぐこととし、1～5歳の肢体不自由児に対し、親子通園や単独通園による療育を行う。

あゆみ学園の定員(定員 40 人/日)を目安とする。

保護者の負担軽減及び就学に向けた子どもの自立促進のため、週 5 日の親子通園となっている4歳児クラスについて、親子分離療育を拡大するとともに、将来的には単独通園も含めて検討する。

② 知的障がい児

できるだけ身近な地域で支援を受けられるよう、民間の施設では十分に対応できていない1～2歳児の親子通園及び3～5歳児の医療的ケアや配慮が必要な、知的障がい児を中心とした単独通園による療育を行う。

定員30 人/日を目安とする

3 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援

近年の核家族化の進展や保護者の就労移行の高まり、幼児保育の無償化、さらには本市でも障がい児保育の見直しが進むなど、障がい児の保護者を取り巻く環境の変化から、より身近な地域の保育所・幼稚園で過ごす障がい児の増加が見込まれる。また、子どもの発達の状況に応じて、児童発達支援センターから保育所・幼稚園への移行が円滑に進むよう、障がい

児本人や保護者への直接支援及び保育所・幼稚園などへの施設支援について、以下の事業の一層の推進に取り組むなど、専門的な支援を充実する。

① 外来療育

主に経過観察児や保育所・幼稚園に通う障がい児に対し、機能訓練などの直接支援を行う。(健康保険適用)

② 障がい児等療育支援

ア. 外来による療育支援

主に経過観察児や保育所・幼稚園に通う障がい児に対し、障がい特性や年齢に応じた個別またはグループ療育などの直接支援を行う。(健康保険適用外)

イ. 施設訪問による療育支援

保護者からの要請により、療育センター等の外来療育グループなどの在籍児について、通っている園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言などの施設支援を行う。

③ 保育所等訪問支援

保護者からの要請により、障がい児の通う園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言などの施設支援及び集団生活への適応に向けた直接支援を行う。

④ 障がい児保育訪問支援

保育所からの要請により、障がい児の通う保育所を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言、園内研修の講師などの施設支援を行う。

⑤ 私立幼稚園障がい児支援

私立幼稚園からの要請により、障がい児の通う幼稚園を訪問し、障がいや発達に応じた関わり方、保育の中での配慮に関する助言、園内研修の講師などの施設支援を行う。

4 外出が困難な障がい児への支援

① 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児で、児童発達支援などの障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う。

② 障がい児等療育支援(在宅訪問等による療育支援)

本人の体調や家庭の状況により来所が困難な障がい児(者)に対し、医師や理学療法士、保育士などが居宅を訪問し、診察、訓練、相談などを行う。

5 家族支援

① 保護者向け学習会や交流事業の充実

障がい児療育の機関だけではなく、各区の保健福祉センターや子育てサロンなどと連携し、ペアレントトレーニングやPステップなどの保護者支援や研修、交流事業のさらなる普及、充実に取り組む。

② サポートファイル作成支援

療育センター等や児童発達支援センターは、障がい特性を引き継ぐツールとして効果的な「サポートファイル」の全年代を通した活用をさらに促進させるため、特に教育との連携、就学に向けた保護者によるサポートファイル作成を支援する。

③ 日中一時支援の充実

全市的に利用枠が不足している未就学児の日中一時支援を充実させる。特に、医療的ケア児も利用しやすい専用枠を設け、医療的ケア児の家族支援における拠点施設とする。

6 地域支援

保育所・幼稚園以外にも療育に関わる施設・事業所に対する様々な研修などにより、地域全体の支援力向上を図るとともに、療育部門だけでなく保健福祉センターなどの関係機関が連携した、きめ細かな支援体制を強化する。

7 管理・運営

前述の各機能に必要な人員を確保するとともに、各支援に必要な資格を持った人員を確保する。

また、その支援等に必要な事務スペース及び通園バスやアウトリーチに使用する自動車などの車両、その他、什器やパソコンなどの備品を確保する。

調理室は、感染症対策を考慮し、食材搬入から調理、配膳までの動線を確保するよう配置する。

8 福祉避難所

療育センターは、災害時に障がい児(者)の避難所となるため、備蓄倉庫や非常用電源設備などを設置し、避難所として必要な機能を確保する。

9 地域との連携・交流

地域住民に向けての講習会や施設開放等を検討する。また、地域の各種団体との連携や講師派遣、見学・実習生受け入れなども積極的に行い、地域に根ざし、地域に開かれた施設づくりを目指す。

その他、隣地に公民館や小学校があるといった周辺環境を活かし、災害時を含む地域との連携体制を検討する。

10 その他

児童発達支援センターの利用調整事務や就学相談等の公的機関補助業務など、障がい児療育の中核施設として既存療育センターが行っているその他の業務について実施する。